

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

平成29年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、地方消費税の清算の方法の改正等を行う。

2 主な改正の内容

(1) 不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

- ① 不動産特定共同事業法に規定する小規模不動産特定共同事業者、特例事業者及び特定適格特例投資家限定事業者が不動産特定共同事業契約により取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その対象となる不動産及び不動産特定共同事業契約の細目を定める。
- ② 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、新たにその対象とされた工具、器具及び備品並びに建物附属設備の細目を定める。

(2) 地方消費税の清算の方法の改正

地方消費税の清算基準に用いる人口と従業者数の割合について改正を行う。

3 施行期日

原則として平成29年4月1日から施行する。